

議案第92号

町の区域の設定について

地方自治法第260条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日から、本市内の別図第1に示す町及び字の区域を別図第2に示すとおり設定する。

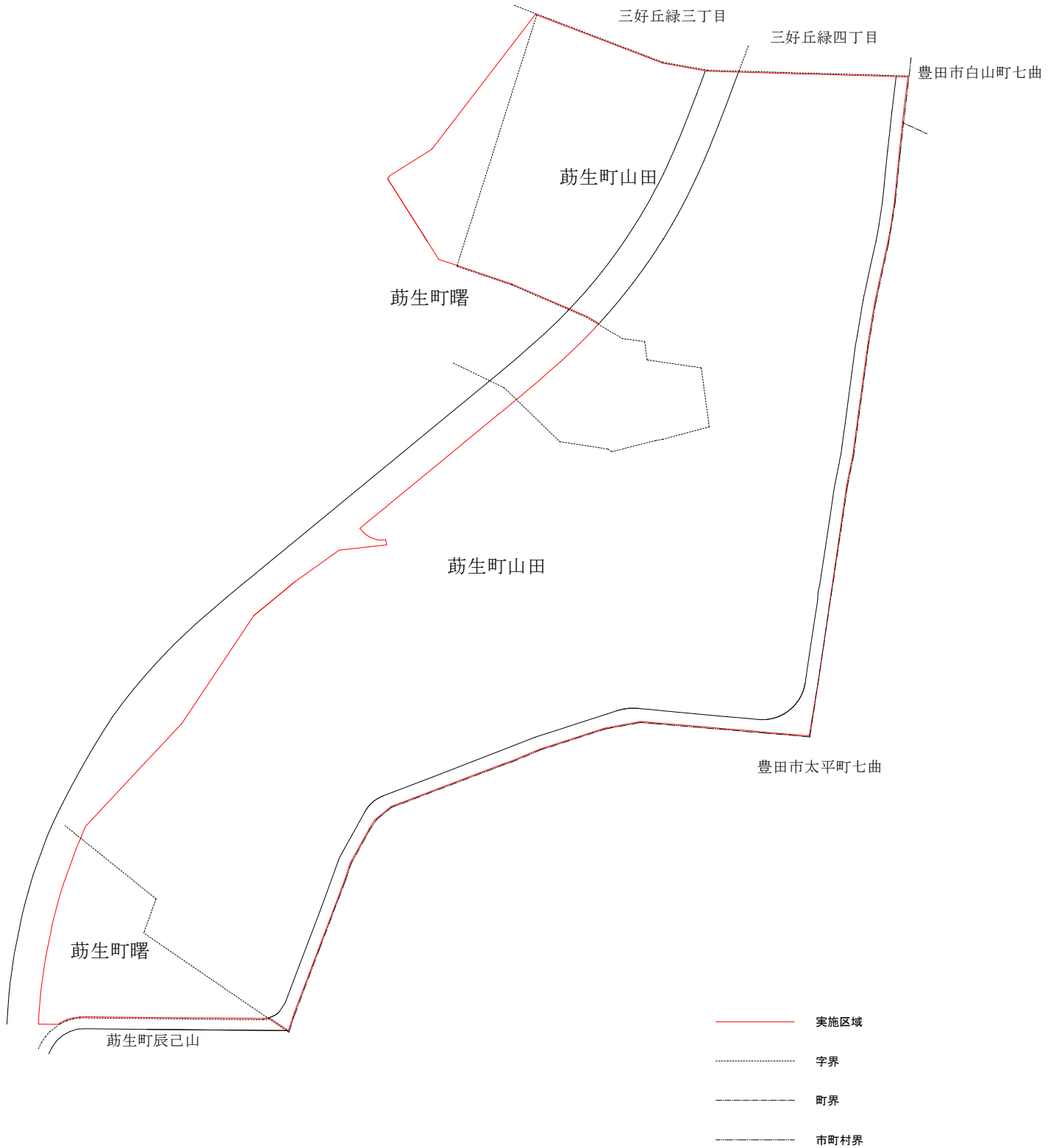
令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、民間事業者による宅地造成事業の実施に伴い、町の区域を設定するため必要があるからである。

別図第 1



別図第2

